

- 野澤 豊 1984 「民国初期、袁世凱政権の経済政策と張謇」『近きに在りて』5  
浜口允子 1987 「周学熙と農工銀行：民国初期の実業振興と財政政策」『近代中国の経済と社会 日本大学経済科学研究所紀要』11  
浜口允子 1993 「北京政府論」（野沢豊編『日本の中華民国史研究』、汲古書院）  
森川裕貴 2015 『政論家の矜持：中華民国時期における章士釗と張東蓀の政治思想』、勁草書房  
渡辺 悅 1987 「袁世凱政権の財政経済政：周学熙を中心として」『近きに在りて』11

## 【報 告】

〈政治 I〉 新約法体制の立憲的可能性と第一次世界大戦

金子 肇

### はじめに—問題の所在—

袁世凱の中華民国約法（以下、新約法）体制は、第一次世界大戦が勃発する約3ヶ月前の1914年5月に成立し、大戦最中の16年6月に崩壊した。2年余り続いたこの体制は、存立の時期から見て、大戦のインパクトを直截に受けた政治体制であったといえるかもしれない。また、大戦中に帝制が実施され、「国体」が変革されたにもかかわらず、新約法が、なぜ全く改定もされず国家基本法であり続けたのかという疑問もわいてくる。

こうした問題は、第一次世界大戦との関わりで、新約法体制の政治的 possibility を検討する必要性があることを示唆するが、その点をめぐる先行研究としては、山田辰雄、吉澤誠一郎、曾田三郎各氏の研究が注目される。山田氏と吉澤氏はともに、袁世凱の憲法顧問であったグッドナウが、新約法体制に立憲政治発展の可能性を展望していたと指摘している。一方、曾田氏はより踏み込んだ形で、新約法の先に「成熟した立憲国家の形成」が予定されていたと述べる。

ここで問われるべきは、新約法下における「立憲政治の発展」や「立憲国家の形成」の具体的な内実、すなわち新約法体制の立憲的可能性である。もちろん、短期間で潰えた同体制の可能性を探ることは容易ではない。そこで、ここではグッドナウが新約法下の中国政治の展開を明治・大正期の

政治的变化に比定し、また新約法下の大總統と明治憲法下の天皇の権力、あるいは大總統と国会、天皇と帝国議会の関係を同等のものと見ていた点にヒントを求めてみたい（山田、吉澤両氏の研究を参照）。

以下、本報告では、まず明治憲法体制と比較しながら新約法体制の性格を検討し、それによって第一次世界大戦と帝制の実施により見えにくくなっていた同体制の立憲的可能性を探る。次いで、大戦のインパクトがその立憲的可能性にいかなる作用を及ぼしていたのか、という点に一定の見通しを与えることをめざす。

### 1 新約法体制と明治憲法体制—統治機構の制度的編成とその運用—

日本史研究者の鳥海靖氏は、明治憲法下における統治機構の制度的編成を、「横のつながりを余り持たず分立的割拠的に存在した諸国家機関が、統治権の総攬者たる天皇のもとで統合されるというのが、明治憲法上の建前」であったと特徴づけている。つまり、割拠的に分立する統帥（參謀本部・軍令部）、行政（内閣）、立法（帝国議会）、諮詢（枢密院）、司法（大審院）の諸機関を天皇が総攬し統合するという仕組みである。この点は、新約法体制が大總統の下に統帥（陸海軍統率辦事處・將軍府）、行政（政事堂）、立法（立法院）、諮詢（參政院）、司法・彈劾（法院・平政院・肅政府）等の各国家機関を分立・併存させ、大總統がそれらを総攬・統合する点と極めて似かよっている。

だが、制度運用のレベルになると、両者の違いが明瞭に浮かび上がってくる。鳥海氏は、国家諸機関を総攬すべき「天皇は実質的にはせいぜい裁可者として、統治権を受動的に行使するにとどまった」、「明治立憲制は一見強力な集権体制のようにみえながら、実際にはむしろ権力の割拠性が特色であり、問題であった」としつつ、分立する各機関や政治勢力を統合して「国家意思を一元化」したのは元老であったと指摘する。三谷太一郎氏は、元老に政党も加えて、これを「天皇に代位する統合主体」と表現している。要するに、明治憲法体制の下で天皇は受動的な君主に留まっていたが、割拠的な国家機関を天皇に替わり統合する主体が存在していたのである。

ところが新約法体制は、大總統である袁世凱の能動的な権力行使と国家意思の実質的決裁が必須の前提となっており、「大總統親裁」と呼ぶに相応しい体制であった。その意味で「袁に代位する統合主体」は不要

であったし、袁に替わる突出した政治的力量を持つ者も存在しなかった。その上、内閣を廃止した新約法体制は、明治憲法体制と異なり政党が体制の統合主体となる可能性もほとんどなかった。

## 2 新約法体制の立憲的可能性

坂野潤治氏は、明治憲法の下で可能となる立憲的展開として以下の三つを上げている。第一は憲法学者の穂積八束に代表される「大権政治」的展開で、官制・統帥・編制・外交等に関わる天皇大権の独立性を強調する立場、第二は美濃部達吉が唱えた内閣中心の「内閣政治」的展開で、これが明治立憲制の実際の方向性となっていたことはよく知られている。第三は、吉野作造によって主張された議会を中心に置く「民本政治」で、明治憲法はそうした可能性さえ許容するものだったことになる。それでは、新約法体制は、明治憲法体制のような立憲的可能性の幅を持っていたのだろうか。

上述のように、新約法体制の下では「袁に代位する統合主体」は用意されておらず、内閣さえも排除されていた。つまり、袁世凱が大總統として国家意思を実質的に決裁していくなければ統一的な政治運営が困難となる構造を、新約法体制＝大總統親裁はそもそも内包していたのである。したがって、新約法体制の立憲的な選択の幅は極めて狭く、恐らく坂野氏のいう「大権政治」の枠組みから踏み出ることはできなかつたのではないだろうか。換言すれば、日本の明治・大正期のような「内閣政治」的展開を、新約法体制の立憲的可能性として期待することは困難であったと思われる。

1915年7月に参政院は憲法起草委員を推举している。だが、たとえ正式憲法ないし帝制憲法が起草・制定されたとしても、袁の卓越した政権統合能力に依存する限り、「大権政治」の枠内に留まる「親裁」構造を改変することはできなかつたはずである。

結びにかえて—第一次世界大戦の勃発と帝制への傾斜—

袁世凱の帝制と第一次世界大戦との因果関係は非常に複雑であり、帝制の実施が大戦前からの既定方針だったのか、それとも大戦の勃発を契機とする方針だったのかという点さえ定かではない。例えば、1914年12月に公布された改正「大總統選挙法」は、大戦勃発の半月余り後に参政院で初めて改正が提案されたもので、大總統職の事実上の終身化・

世襲化を可能にしたことで知られている。この改正については、帝制計画と直接の関係はなく、袁自身が大総統の地位に留まり続けなければ機能不全に陥る新約法体制の制度的補強・安定化をめざした結果に過ぎないとも見ることもできる。だが、別の見方をすれば、大戦前から意図されていた帝制への着実な布石と見ることも可能であろう。

このように、「帝制」と「大戦」の因果関係を詮索することは難しいが、ここでは以下のように問うことで議論を先に進めてみたい。すなわち、袁世凱は皇帝に見紛う大総統権力を獲得しながら、なぜさらに皇帝になる必要があったのだろうか、と。新約法体制が形成された当時、地方からの中央への税収上納が順調だったように、各省政府は軍事力で優位に立つ袁政権に「忠誠」を示していた。それにもかかわらず、である。

その理由として、まず「大総統親裁」の制度的編成が、そのまま「皇帝親裁」に対応できる構造になっていたことが注目される。ここから、新約法体制の制度設計のときより、そもそも皇帝親裁への移行が想定されていたのだという推測が可能となり、「国体」の変革にかかわらず新約法が改定されなかったことにも説明がつく。

また、かつて J・チェン、E・P・ヤングの両氏が提示したく「国民」的忠誠を調達する手段としての帝制実施>という視点も重要である。上述のように、各省政府は新約法体制に「忠誠」を示していたが、それはあくまで袁政権の軍事力による威圧を背景としていた。その意味で、新約法体制は各省政府の不安定な「忠誠」の上に立脚していたのであり、その不安定さを補完するため皇帝に対する「国民」的忠誠の獲得がめざされたのだ、と見ることができるだろう。

とすれば、帝制への移行は、第一次世界大戦の前から、すでに袁世凱らの視野に入っていたと考えなければならない。そして、その志向が、大戦の勃発や 21 カ条要求などの難局に直面するなかで、より性急に追求されるようになっていくのではないか。

以上の点を踏まえ、本報告の議論をまとめると以下のようになるだろう。第一次世界大戦の勃発や 21 カ条要求などの日本の圧力が、袁世凱をして帝制計画の実施を急がせたのだとしたら、それこそが新約法体制に対する大戦のインパクトにはかならなかった。だが、大総統親裁の制度的構造を「皇帝」というシンボルによって補完しようとしたことが、

政権に対する国内外の反発を強め、新約法体制の「大権政治」的展開の可能性さえ奪い、さらには体制自体（つまり袁世凱政権そのもの）の命取りとなってしまったのである。

\*本文中に言及した先行研究を参考までに示しておく（登場順）。

[参照文献]

山田辰雄「袁世凱帝制論再考—フランク・J・グッドナウと楊度」（同編『歴史のなかの現代中国』、勁草書房、1996年、所収）

吉澤誠一郎「中華民国顧問グッドナウによる国制の模索」（斯波義信編『モリソンパンフレットの世界：近代アジアとモリソンコレクションⅡ』、東洋文庫、2016年、所収）

曾田三郎『中華民国の誕生と大正初期の日本人』、（思文閣出版、2013年）

鳥海 靖『日本近代史講義—明治立憲制の形成とその理念』、（東京大学出版会、1988年）

三谷太一郎「政党内閣期の条件」（伊藤隆・中村隆英編『近代日本研究入門』、東京大学出版会、1977年、所収）

坂野潤治『近代日本の国家構想 1871-1936』（岩波現代文庫版、2009年）

J. Ch'en, *Yuan Shih-K'ai, 1859-1916* (Stanford: Stanford University Press, 1961)

Ernest P. Young, *The Presidency of Yuan Shih-k'ai: Liberalism and Dictatorship in Early Republican China* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1977).

## 〈政治II〉 北京政府と第2回国会

味岡 徹

### はじめに

1912年1月に誕生した中華民国は、同年3月に臨時憲法である「中華民国臨時約法」を制定し、13年4月に国会を開いた。この第1回国会は、臨時大統領の袁世凱とそれを支える軍人勢力に批判的な国民党勢力が多数を占めていた。国会は翌14年1月、臨時約法に解散規定がないにも拘わらず、大統領袁世凱によって解散された。

1916年6月に袁世凱が病死すると、国会は同年8月に回復された。国会は制憲作業を進めたが、17年春に第一次世界大戦への参戦問題が持ち上がると、これが契機となって国務総理段祺瑞および地方の軍人勢力と国会の対立が激化し、6月に大統領黎元洪は軍人勢力の脅迫を受け